

令和6年度

佐賀県健全化判断比率審査意見書

佐賀県資金不足比率審査意見書

佐賀県監査委員

監査第 339 号
令和 7 年 9 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

佐賀県監査委員	原 惣 一 郎
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	指 山 清 範

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和6年度決算に基づく佐賀県健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について

① 健全化判断比率は正確であるか

② これら算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか
等に主眼を置き、関係書類と調査照合を行い、審査を実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されている。また、いずれの比率も基準を下回っており、財政の健全性は維持されていると認められる。

比率名	令和6年度	令和5年度	比較(ポイント)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-	-	-	3.75%	5%
②連結実質赤字比率	-	-	-	8.75%	15%
③実質公債費比率	10.6%	9.7%	0.9	25%	35%
④将来負担比率	137.2%	135.3%	1.9	400%	-

（2）個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度は実質収支が黒字であり、実質赤字比率は発生していない。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度は連結実質収支が黒字であり、連結実質赤字比率は発生していない。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は10.6%で、前年度に比べ0.9ポイント上昇したものの、早期健全化基準を下回っており問題ない。

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は137.2%で、前年度に比べ1.9ポイント上昇したものの、早期健全化基準を下回っており問題ない。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 6 年度決算に基づく佐賀県資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

① 資金不足比率は正確であるか

② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

等に主眼を置き、関係書類と調査照合を行い、審査を実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された 3 会計の資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれの会計も適正に作成されている。また、いずれの会計も資金不足額がないため資金不足比率は発生していない。

各会計の資金不足比率

会計名	令和 6 年度	令和 5 年度	比較(ポイント)	経営健全化基準
佐賀県産業用地造成事業特別会計	－	－	－	20%
佐賀県港湾整備事業特別会計	－	－	－	20%
佐賀県工業用水道事業会計	－	－	－	20%

（2）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

【指標の解説】

○健全化判断比率

指 標	定 義	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	3.75%	5%
② 連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	8.75%	15%
③ 実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模等(※)に対する比率	25%	35%
④ 将来負担比率	公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模等(※)に対する比率	400%	—

標準財政規模等(※)：標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

*財政健全化計画の策定等

上記のいずれかの比率が早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。これらについては、総務大臣への報告、総務大臣による公表が義務付けられている。

*財政再生計画の策定等

上記①から③のいずれかの比率が財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。これらについては、総務大臣への報告、総務大臣による公表が義務付けられている。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

○資金不足比率

指 標	定 義	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率	20%

*経営健全化計画の策定等

資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業ごとに、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。これらについては、総務大臣への報告、総務大臣による公表が義務付けられている。